

誓約書

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。なお、西宮市長がこの誓約書の写し及び役員等の名簿その他西宮市長が必要と認める書類（以下「役員名簿等の書類」という。）の写しを兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、西宮市長が警察署長に下記のことについて意見聴取（文書照会）すること及び、警察署長から得た情報を西宮市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は西宮市教育委員会その他西宮市各機関と共有することについて同意する。

記

- 1 暴力団（条例第2条第1号）、暴力団員（条例第2条第2号）又は暴力団密接関係者（条例第2条第3号）に該当しないこと。 ※裏面の条例抜粋を確認
- 2 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1に該当する者をその受託者としなないこと。また、その第三者が別の第三者を受託者とする場合など業務の一部を受託するすべての第三者についても、上記1に該当する者を受託者としなないよう指導すること。
- 3 契約に係る一連の手続きにおいて、西宮市長が警察署長への意見聴取（文書照会）の必要があると認めた場合、役員名簿等の書類を提出すること。また、業務の一部を受託するすべての第三者に対しては、この誓約書の趣旨を説明のうえ誓約書及び役員名簿等の書類を求め、速やかに西宮市長に提出すること。
- 4 この誓約書に違反したときには、西宮市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

西宮市長 殿

（個人の場合は屋号）

法 人 名

印

代 表 者 氏 名

印

（個人の場合は住所）

所 在 地

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3） 暴力団密接関係者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）となり、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者）
 - （ア） 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - （イ） 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - （ウ） （ア）又は（イ）に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでに掲げるいずれかに該当するものであることを知りながら、これを利用している事業者
- （4） 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。